

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限到達による更新

マイナンバーカードは、発行日から申請者の10回目の誕生日（マイナンバーカード発行時に20歳未満の方は5回目の誕生日）で有効期限を迎えます。（外国人は在留期間更新に伴い有効期限の更新となりますが、最長で申請者の10回目の誕生日までとなります。）

また、マイナンバーカードのICチップに搭載されている「①署名用電子証明書」「②利用者証明用電子証明書」の2種類の電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日で有効期限を迎えます。

- ①署名用電子証明書　－　氏名、住所、生年月日、性別が記載され、e-Taxによる確定申告など電子文書を送信する際に使用できます。暗証番号は6～16桁の英・数字です。
- ②利用者証明用電子証明書　－　マイナポータルやコンビニ交付の利用時等、本人であることを証明する際に使用できます。

有効期限のお知らせ

更新対象の方には、有効期限に到達する2～3か月前に有効期限通知書が、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から封書で送付されます。

更新手続きは、有効期限の3か月前から出来ます。通知書の送付スケジュールが、変更となる場合がありますので有効期限をご確認いただき、お早めに手続きをお願いします。

マイナンバーカードの更新方法

1. スマートフォンで申請　－　J-LIS（地方公共団体情報システム機構）からの通知に印字されているQRコードを使用
2. 証明書写真機で申請　－　J-LIS（地方公共団体情報システム機構）からの通知に印字されているQRコードを使用
3. 郵送で申請　－　役場窓口にて申請書を取得し、写真を添付して送付する

マイナンバーカードの更新申請からお渡しまでの日数

マイナンバーカード更新申請から、「マイナンバーカード交付のお知らせ（交付通知書）」を発送するまでに約1か月程度かかります。

「署名用電子証明書」「利用者証明用電子証明書」の更新方法

【持ち物】

1. マイナンバーカード
2. マイナンバーカード電子証明書 有効期限のお知らせ
※お知らせが届いていない場合でも手続きが可能です。
3. マイナンバーカードの暗証番号
※更新手続きの際に、署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英・数字）
利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を確認します。

※任意代理人による手続きの場合

【持ち物】

1. 更新対象者本人のマイナンバーカード
2. 照会書兼回答書（「マイナンバーカード電子証明書 有効期限のお知らせ」の裏面）
更新対象者本人が暗証番号を含む必要事項を記載し封筒に同封、封印し代理人に暗証番号が見えない状態でお持ちください。
※暗証番号が不明の場合は代理人による手続きができません。
3. 任意代理人の、顔写真付きの本人確認書類（官公署発行）
（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

「署名用電子証明書」「利用者証明用電子証明書」の有効期限が切れてしまった場合

有効期限を過ぎると、コンビニ交付やe-Tax等が利用できなくなります。有効期限後でも電子証明書の新規発行ができますのでご安心ください。更新後は、マイナンバーカードの有効期限まで利用できます。

お問い合わせ・手続き場所 町民生活課戸籍担当 電話0556-22-7208



マイナンバーカードの有効期限（10年又は5年）

電子証明書の有効期限（5年）